

報 道 資 料

平成26年6月23日
保健予防課 中西
内線:3122
ダイヤルイン(0742)27-8612
防災統括室 松山
内線:2285
ダイヤルイン(0742)27-7006

熱中症への注意呼びかけについて

熱中症を発症しやすい時期を迎え、県では関係課室等による熱中症対策庁内連絡会を開催し、県民の皆さんへの熱中症に対する注意の呼びかけなど、下記のような熱中症予防対策を実施することとしましたので、お知らせします。

各報道機関におかれましても趣旨をご理解いただき、熱中症予防の周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

熱中症予防のための対策

1. 県ホームページでの周知・啓発

- (1) トップページ「注目情報」に、熱中症に対する注意を呼びかけるページをピックアップ（6月中に実施予定）
- (2) 環境情報サイト「エコなら」で節電の呼びかけを行う際に、昨年同様熱中症に注意した節電を行うよう注意喚起

2. 関係先に、文書等で熱中症予防について、周知

○県内市町村（本日通知）

○学校関係

- (1) 市町村立幼稚園（155園）、小・中・高等学校（307校）
 - ・市町村教委を通じ注意喚起
- (2) 県立中・高等学校・特別支援学校（44校）
 - ・4月23日開催の健康教育等担当者連絡協議会で熱中症について注意喚起
 - ・5月9日開催の学校体育担当者会議で「学校体育必携」を配付して、熱中症について注意喚起
 - ・県の学校教員で組織する各研究会（健康教育・安全教育・保健主事）の会議及び研修会で熱中症について注意喚起
 - ・「環境省熱中症関連普及啓発資料」一式を市町村教委あて周知と送付（6月下旬）
 - ・市町村教委、県立学校に文書により注意喚起の通知と発生時の報告を依頼及び各普及啓発等に係る参考資料の活用について通知（5、6月）
- (3) 私立幼稚園（43園）、小・中・高等学校（35校）
 - ・文部科学省から通知があり次第、日程調整のうえ各私立学校に文書により注意喚起及び発生時の報告依頼

○スポーツ関係団体等

- (1) （公財）奈良県体育協会加盟の74団体（各種競技団体54団体、各市・郡単位で組織されている体育協会20団体等）、NPO法人奈良県レクリエーション協会、奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、橿原公苑、明日香庭球場
 - ・各機関に情報提供（6月実施予定）

○保育所関係

- (1) 市町村を通じ保育所（199ヶ所）、へき地保育所（14ヶ所）、認可外保育施設（77ヶ所。奈良市を含む）、児童館（42ヶ所）、放課後児童クラブ（254ヶ所）
 - ・熱中症に対する注意喚起、県作成のリーフレット（PDF）や国作成の啓発資料（リーフレット類）ダウンロード用URLの紹介等（6月実施予定）

○福祉関係

- (1) 民生委員
 - ・厚生労働省の通知（5/26付）を受けて、市町村を通じ注意喚起

○高齢者関係団体、高齢者施設

- (1) ならシニア元気フェスタ<高齢者スポーツ文化交流大会>(5/17, 18)
 - ・各競技主管団体を通じて参加者に環境省作成の啓発リーフレット(約1,000枚)を配布
- (2) 各老人クラブ(奈良県老人クラブ連合会等を通じて周知)
 - ・環境省作成の啓発リーフレットを配布(約2,500枚)
- (3) 奈良県社会福祉協議会「すこやか長寿センター」
 - ・環境省作成の啓発リーフレットを配布(約1,000枚)
- (4) 奈良県老人福祉施設協議会、奈良県老人保健施設協議会、奈良県慢性期医療協議会
 - ・各協議会に県から通知文及び環境省作成の啓発リーフレットをメール送信
- (5) 養護老人ホーム(12ヶ所)、特別養護老人ホーム(90ヶ所)、軽費老人ホーム【ケアハウス】(40ヶ所)、介護老人保健施設(47ヶ所)、老人短期入所施設【ショートステイのみ】(11ヶ所)、有料老人ホーム(60ヶ所)(計260ヶ所)
 - ・各施設に県から通知文及び環境省作成の啓発リーフレットをメール送信
- (6) グループホーム(122ヶ所)、小規模多機能居宅介護事業所(34ヶ所)(計166ヶ所)
 - ・市町村に対して各施設への周知を依頼 ※介護療養型医療施設(9ヶ所)は、奈良県慢性期医療協議会より周知
- (7) 地域包括支援センター(62ヶ所)
 - ・各センターに県から通知文及び環境省作成の啓発リーフレットをメール送信

○障害関係施設

- (1) 障害者支援施設、障害児入所施設及び障害福祉サービス事業所(1,887ヶ所)
 - ・啓発チラシ等による注意喚起(6/11)

○児童福祉施設関係

- (1) 児童福祉施設等職員研修
 - ・県主催の研修において、県作成リーフレットを配布のうえ注意喚起予定(6月末～7月初頃開催予定)
- (2) 児童養護施設、乳児院
 - ・注意喚起の通知や啓発物の紹介等を行う予定(6月末～7月初頃)

○住宅関係

- (1) 県営住宅
 - ・管理者を通じ、入居世帯に対して県作成のリーフレットの配布及び各県営住宅の掲示板での掲示による注意喚起を予定(6月下旬)
- (2) サービス付き高齢者向け住宅
 - ・事業者を通じ、入居者に対して注意喚起を予定

○営農者、林業労働者

- (1) 営農者
 - ・「J Aならけん」8月号に啓発記事を掲載していただく予定
- (2) 森林組合や企業向けの事業説明会
 - ・啓発資料の配付や注意喚起を計画(6月末～7月初頃)

3. 「県民だより奈良」での周知・啓発

- (1) 7月号の「奈良くらし手帳」のコーナーで、注意点や予防対策、熱中症になった場合の対応などを掲載

4. その他

○1～3において注意を呼びかける際に、次の点に配慮する

- (1) 熱中症を予防するについて参考となる暑さ指数(WBGT)及び高温注意情報についても周知する
- (2) 高齢者は熱中症になりやすいため、高齢者への呼びかけに努める

(参考)

○熱中症対策庁内連絡会議構成課(16課室)

保健予防課、防災統括室、消防救急課、エネルギー政策課、教育振興課、地域福祉課、障害福祉課、長寿社会課、子育て支援課、こども家庭課、スポーツ振興課、環境政策課、農業水産振興課、林業振興課、住宅課、保健体育課